

議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第2回総会																								
開催日時	令和3年5月25日（火） 午後1時30分 開会 午後2時22分閉会																								
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																								
議長の名氏	高橋 清範 会長																								
出席者 （委員） の氏名	<table border="1"> <tr> <td>1番 岩 淵 勉</td> <td>2番 佐々木 まき子</td> <td>3番 櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番 菅 原 浩 之</td> <td>5番 田 島 幹 雄</td> <td>6番 阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番 柴 崎 専 一</td> <td>8番 佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番 鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番 佐 藤 幸 治</td> <td>11番 松 野 秀 郎</td> <td>12番 阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番 鈴 木 泰 子</td> <td>14番 浅 野 和 宏</td> <td>15番 五 十 嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番 尾 張 勝</td> <td>17番 芳 村 忠 市</td> <td>18番 三 塚 芳 毅</td> </tr> <tr> <td>19番 芳 賀 秀 二</td> <td>20番 小 野 寺 義 幸</td> <td>21番 佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番 上 野 栄 公</td> <td>23番 門 馬 一 郎</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>（ は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>	1番 岩 淵 勉	2番 佐々木 まき子	3番 櫻 井 利 光	4番 菅 原 浩 之	5番 田 島 幹 雄	6番 阿 部 晃 徳	7番 柴 崎 専 一	8番 佐 藤 瑛 彦	9番 鈴 木 巖	10番 佐 藤 幸 治	11番 松 野 秀 郎	12番 阿 部 静 男	13番 鈴 木 泰 子	14番 浅 野 和 宏	15番 五 十 嵐 幸 喜	16番 尾 張 勝	17番 芳 村 忠 市	18番 三 塚 芳 毅	19番 芳 賀 秀 二	20番 小 野 寺 義 幸	21番 佐 藤 久 順	22番 上 野 栄 公	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範
1番 岩 淵 勉	2番 佐々木 まき子	3番 櫻 井 利 光																							
4番 菅 原 浩 之	5番 田 島 幹 雄	6番 阿 部 晃 徳																							
7番 柴 崎 専 一	8番 佐 藤 瑛 彦	9番 鈴 木 巖																							
10番 佐 藤 幸 治	11番 松 野 秀 郎	12番 阿 部 静 男																							
13番 鈴 木 泰 子	14番 浅 野 和 宏	15番 五 十 嵐 幸 喜																							
16番 尾 張 勝	17番 芳 村 忠 市	18番 三 塚 芳 毅																							
19番 芳 賀 秀 二	20番 小 野 寺 義 幸	21番 佐 藤 久 順																							
22番 上 野 栄 公	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範																							
事務局職員 職 氏 名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 北浦 成仁、 主査 千葉 貴行、主事 安保 智 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>																								
議 題	報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第7号 使用貸借権の合意解約について 報告第8号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 報告第9号 空き家に付属した農地指定面積の変更について 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第12号 非農地証明願について 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につ いて																								
会 議 結 果	議案第8号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第9号 承認相当との意見を付すこととした。 議案第10号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第11号 許可相当との意見を付すこととした。																								

会議結果	議案第12号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第13号 原案のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和3年度登米市農業委員会第2回総会資料 ・議案書 ・議案書説明資料 ・農地法第3条調査書 ・諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員の指名は会議規則第38条第2項の規定により、21番 佐藤久順 委員、23番 門馬 一郎 委員を指名します。
議長	日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日1日間としたいと思っております。 これにご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。
議長	日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	ここで、議案の説明についてお諮りします。 新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は、省略することに決定しました。
議長	日程第4、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。

議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第7号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第7号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第8号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第8号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第9号「空き家に付属した農地指定面積の変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第9号「空き家に付属した農地指定面積の変更について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、借受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、借受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は貸人の所有地であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号2番について、8番 佐藤 瑛彦 委員の担当となっておりますが、本日、欠席ということで、支障なしとの報告を受けております。</p> <p>また、進行番号4番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>
10番委員	<p>進行番号3番について、10番 佐藤 幸治 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
19番委員	<p>進行番号5番について、19番 芳賀 秀二 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
13番委員	<p>進行番号6番について、13番 鈴木 泰子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号7番について、11番 松野 秀郎 委員</p>

11 番委員	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 8 番について、15 番 五十嵐 幸喜 委員</p>
15 番委員	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 9 番について、9 番 鈴木 巖 委員</p>
9 番委員 議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
19 番委員	<p>売買、有償移転の件が結構入っているのですが、4 番等、買受側が結構大きい農家さんなのに、基盤強化を使わないで 3 条で売買ということですが、認定農業者になっていなくても、今はあっせん候補者に申請をかければ基盤強化を使えるという状況になっている状態で、どうして 3 条での売買が多いのか。4 番、5 番、7 番ですか。多分、東和でも 2 町 3 反の経営面積で売買の時、認定農業者になっていなくてもあっせん候補としての申請をかければ基盤で、農地も農用内という状況の農地を売買する上で、どうして基盤強化を勧めないのかというのを説明していただければと思います。</p> <p>《休 憩》</p>
議長	<p>再開します。 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>総会が始まる前に委員さんからも確認はあったのですが、登米の平山さんという方の件も含め、今、ご質問のあったケースそれぞれについて、例えば認定農業者やあっせん候補者になっている場合には、利用集積の内容で所有権移転の受付をする場合もあるのですが、本人から、農地法 3 条でやってくださいというような強い意思があるような場合については、こちらとしても否定する何物もない訳です。ご本人にはこちらからご説明はしているのですが、あえて 3 条でやりたい。自分から用意されてくるケースもままありますので、そういったケースについては、こちら側としては、本来、基盤でやったほうがご本人たちのためになるというようなことは、再三お伝えはしているケースです。ただ、あえて 3 条でやりたいと言われた場合には、否定はできないかな、と。その点、ご了承していただければと思います。</p>

議長	委員さん、よろしいですか。
19 番委員	説明してもらえれば皆さんが理解できると思うのですが、説明もしないとかという話になってしまうと、後々また問題が出ると思うので、先ほど事務局でも聞いてきたのですが、あえて質問という形を取らせていただきました。
議長	このようなケースは引き続きありますけれども、事務局は確認しながら進めてください。
議長	他に質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 8 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 9、議案第 9 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
10 番委員	10 番、佐藤 幸治 委員 登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 5 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施しました。その調査結果について報告します。 農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料

10 番委員	<p>1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、南方町地内で建売住宅の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初の計画では、建売住宅を新築する計画でありましたが、事業保留の間に個人住宅の新築希望者が現れ、今回、継承者が申請地に居宅を新築したいとのことで変更申請の申出となりました。</p> <p>転用目的など、計画全般を変更するものですが、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年 5 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 7 番 柴崎 専一 委員 8 番 佐藤 瑛彦 委員 9 番 佐藤 幸治 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより議案第 9 号について質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 9 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 9 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 11、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が6件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
10番委員	<p>10番 佐藤 幸治 委員</p> <p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地にモミ殻保管用ビニールハウスを設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に造成されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に集会所を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年5月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 7番 柴崎 専一 委員 8番 佐藤 瑛彦 委員</p>

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

13 番、鈴木 泰子 委員

13 番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和3年5月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に浄化槽及び雨水放流管を設置するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に整地され農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅兼整体院を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に資材置場として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

13 番委員	<p>以上のとおり報告します。 令和 3 年 5 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 12 番 阿部 静男 委員 1 番 岩淵 勉 委員 13 番 鈴木 泰子 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 これより、議案第 10 号、議案第 11 号について、一括して質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで議案第 10 号、議案第 11 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 10 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 11 号を裁決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 12 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>

議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま す。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事 務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第12号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号「非農地証明願について」は願出のとおり証明すること に決定しました。</p>
議長	<p>日程第13、議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が2件、利用権設定が9件、一括方式が21件 となっております。</p>
議長	<p>所有権移転の進行番号1番が、11番 松野 秀郎 委員、利用権設定の進行番 号9番が 4番 菅原 浩之 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する 法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委 員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異 議ございませんか。</p>

	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 1 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p>
	<p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 13 号の所有権移転の進行番号 1 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 1 番は原案のとおり決定しました。</p>

議長	<p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 9 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 4 番 菅原 浩之 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 13 号の利用権設定の進行番号 9 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 9 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>4 番 菅原 浩之 委員 の入場を許可します。</p>

	<p>《着席を確認》</p>
議長	次に、議案第 13 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 13 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	これで、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	会議を閉じます。令和 3 年度第 2 回登米市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 3 年 5 月 25 日

議 長(会長)

高橋 清範

議事録署名人 21 番

佐藤 久順

議事録署名人 23 番

門馬 一郎
